

多様な採用手法導入等支援事業補助金交付要綱

令和2年9月11日
商工観光労働部雇用労働政策課

(趣旨)

第1条 県は、高校生や大学生等の県内就職・定着を促進するため、予算で定めるところにより、自社ホームページの情報発信強化、WEB面接等の多様な採用手法の導入等に取り組む県内企業に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内に本社又は事業所を有する法人、任意団体又は個人事業者であつて、次に掲げる者を除く。
 - ア 国
 - イ 法人税法別表第一に規定する公共法人（土地改良区、土地改良区連合及び土地区画整理組合を除く。）
 - ウ 国及び地方公共団体が出資金等の額の25%以上を出資等している者
- (2) 令和2年3月1日以降において、令和3年3月卒業予定の高校生又は大学生等の新規採用求人又はその他の採用求人を公表していること。ただし、いずれの求人も県内の本社又は事業所に勤務する求人で、週20時間以上の無期雇用契約とする。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (5) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年

法律第 108号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。) がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
 - (2) 収支予算書(様式第2号)
 - (3) 第2条第2号に係る求人の内容が確認できる書類の写し
 - (4) 第2条第3号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
 - (5) 第2条第4号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(様式第3号)
 - (6) 第2条第5号に係る誓約書(様式第4号)
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、補助金の交付の決定前に事業に着手する必要がある場合は、交付決定前着手届(様式第5号)を補助金等交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業(第3条の補助金の交付対象となる事業をいう。)が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業(第3条の補助金の交付対象となる事業をいう。)により取得し、又は効用の増した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の増額を伴わない事業計画書又は収支予算書の変更とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書（様式第6号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

（実績報告）

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、令和3年3月31日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
 - (2) 収支決算書（様式第2号）
 - (3) 本事業の実施に要した経費が分かる資料（領収書等）
- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間とする。

- 2 規則第21条第1項第2号の規定により知事の定める財産は、1件50万円以上の機械及び器具とする。

（書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月11日から施行し、令和2年度の予算に係る多様な採用手法導入等支援事業補助金に適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
<p>1 インターネット上で実施する企業説明会及び面接の導入に要する経費</p> <p>2 事業所の魅力や採用情報を発信するホームページの新設や改修等に要する経費</p> <p>3 その他事業所の魅力や求人情報をインターネット上で広く周知するために必要な経費</p>	<p>3 / 4 以 内 (千円未満 の端数は切 り捨て)</p>	<p>100万円</p>
<p>留意事項</p> <p>1 交付決定日（第5条第2項の規定により交付決定前着手届を提出した場合にあっては、知事が補助金等交付申請書を受理した日）以降に支出したことが確認できる経費であること。</p> <p>2 同一の物品（タブレット端末、パーソナルコンピューター、動画撮影用カメラ等）については、1組限りを補助対象経費とすること。</p> <p>3 県外事業所における経費は除くこと。</p> <p>4 国や市町村、その他の補助金の補助対象経費と重複しない経費であること。</p>		